

令和7年11月吉日

お客さま各位

「健康保険証」等の本人確認書類としての取扱終了について

平素は、大和信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

「マイナンバー法等の一部改正法」施行に伴い、令和6年12月2日（月）より健康保険証等の新規発行が停止され、経過措置といたしまして、現在発行されている健康保険証等は令和7年12月1日（月）まで本人確認書類としてご使用が可能です。

なお、経過措置期間満了後につきましては、健康保険証等を本人確認書類としてご使用いただくことはできかねますので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

記

1. 取扱終了日（経過措置満了日）

令和7年12月1日（月）

2. その他

（1）個人番号カードを保有されない方につきましては、新たに発行されます「資格証明書」を本人確認書類としてご使用いただくことが可能です。

（注）資格証明書は従来の健康保険証等と同様、資格証明書1点のみのご提示によるお口座の開設等はいできかねます。

（2）ご不明点等ございましたら、お気軽に窓口へお問い合わせください。

以 上

